○関東地方整備局告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

関東地方整備局長　大西　亘

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名

一般国道　十九号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月二十四日

占用を制限する区域　図面縦覧場所

大町市八坂字野平中二五三一一番一から同市八坂字野平中二五三一七番まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岐阜県養老郡養老町口ケ島字寺田八一三番一から同町大跡字東畑八六八番まで	前	四〇・一〇～二八七・〇〇メートル
	後	四〇・一〇～二六七・八五　〇・五八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類及び路線名

一般国道　三百二号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月一日

占用を制限する区域　図面縦覧場所

名古屋市中川区富田町大字千音寺地先から名古屋市中川区吉津一丁目地先まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○四国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二十三日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
四国中央市豊岡町豊田字屋根下一二五番二から同市豊岡町長田字中洲一六七六番五まで	前	一〇・〇〇～三三・〇五メートル
	後	一〇・八五～三四・七五　〇〇・九五七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二十三日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	A	八・〇五～三一・六五メートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四　五・二〇四キロメートル	
	A	八・〇五～三一・六五　五・二八一	
	後 B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四　五・二〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ一九〇六番一から同町波川字近見五六六番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月二十三日

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成28年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成28年度ＩＴパスポート試験（7月実施分）の合格者を平成28年8月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成28年9月23日

経済産業大臣　世耕　弘成